調達要求番号：６ＮＮ３１Ａ３５００８

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
食器洗浄機、１号の撤去及び据付		１１	
		作　　成	令和８年１０月７日
		変　　更	
		作成部隊等名	船岡駐屯地業務隊補給科

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊船岡駐屯地において実施する厨房器材の撤去・据付について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書及び見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2　役務に関する要求

2.1　一般的事項

この役務に関する一般的要求事項は、公共建設工事標準仕様書“建設工事編“、“電気設備工事編”及び“機械設備工事編“に基づき、既存の建物に設置した厨房器材の撤去及びそれに代わる器材を設置するものとする。また、厨房内作業の機能が十分に発揮できるものでなければならない。

2.2　器材撤去・据付場所

宮城県柴田郡柴田町大字船岡字大沼端１－１　陸上自衛隊船岡駐屯地業務隊隊員食堂厨房内
細部撤去・据付場所は調達要領指定書による。

2.3　役務内容

2.3.1　撤去・据付器材

撤去・据付器材は、調達要領指定書によるものとする。

3　品質保証

3.1　試験

契約相手方は、据付後、官側立会において、機能試験を実施するものとし、正確な作動状況であることを確認の上、引き渡しを行うものとする。

3.2　監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　一般事項

a)　本役務は、本仕様書によるほか、メーカー仕様に基づき設置する。

b)　受注業者は撤去・据付器材の付属器材・付属品・配管等の処置について、船岡駐屯地業務隊糧食班と事前調整を行うものとする。

c)　この仕様書等に記載なき事項といえども、技術上当然施行すべき事項については、契約の相手方の負担において実施するものとする。

d)　役務履行で発生した梱包材及び産業廃棄物は、契約の相手方が関係法令等に従い処分するものとする。

e)　役務履行に際し、駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して施工するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等に報告するとともに、契約相手方の負担において原型に復旧するものとする。

f)　据付終了後には、整理・清掃を確実に行うとともに、仮設物等の撤去を役務期間内に完了するものとする。

4.2　保全

a)　駐屯地への立入に際しては、当該駐屯地所定の立入手続きを行うものとする。

b)　駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱、作業用通行路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入を禁止する。

c)　契約相手方は、この契約の履行にあたり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.3　安全管理

契約相手方は、必要に応じて保安表示などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

4.4　撤去器材の搬出

2.3.1 の撤去器材について、官側が指示する器材は指定場所へ搬出する。細部搬出先は調達要領指定書による。

4.5　仕様書に関する疑義

契約相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は，契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

不合格と判断された場合は，指定の期日まで手直しを完成し再検査を受けるものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	６ＮＮ３１Ａ３５００８
	調達要求年月日	令和８年１０月７日
	作成部課	業務隊補給科
	作成年月日	令和８年１０月７日
品名	食器洗浄機、１号の撤去及び据付	
仕様書番号	１１	

指定事項：

１　仕様書 2.3.1 項　撤去・据付器材に関する事項

(1)　撤去及び据付器材

－撤去器材－

品名	メーカー・型　式	数量・単位	備　考
食器洗浄機、１号	株式会社マルゼン MDCW2B-8SL	１ＵＮ	旧食器洗浄機

－据付器材－

品名	メーカー・型　式	数量	備　考
食器洗浄機、１号	株式会社　中西製作所 EOD-Z23SA	1ＵＮ	新食器洗浄機 （官給品）

(2)　細部作業内容

ア　撤　去

隊員食堂内に設置されている旧食器洗浄器を水道管等の付随器具から取り外し、駐屯地内の官側の示す場所に運搬する。

イ　据　付

隊員食堂内の旧食器洗浄機が設置されていた場所に、官側が保管する新食器洗浄器を隊員食堂内の官側が指定する場所に移動させ、水道管等の接続及び調整を実施し、直ちに新食器洗浄機を使用できるものとする。

(3)　撤去・据付作業期間

ア　撤去開始日

令和８年１０月３０日（金）０８３０から撤去を開始とする。

イ　据付完了日

令和８年１１月３日（火）１７００まで据付を完了するものとする。

２　仕様書 2.2 項　器材撤去・据付場所

(1)　器材撤去場所

陸上自衛隊船岡駐屯地食堂外　細部は付図第１による。

付図第１「器材撤去場所配置図」

(2)　器材設置場所

陸上自衛隊船岡駐屯地隊員食堂厨房内　細部は付図第２による。

付図第２「駐屯地食堂配置図」